

環境影響評価等技術審議会 会議概要
～ 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価方法書について～

日時 平成19年5月23日(金) 13:30～17:30

場所 北別館504会議室

会議出席者

< 委員 >

田中収会長、石井信行委員、工藤康子委員、坂本康委員、
杉山憲子委員、鈴木邦雄委員、中込司郎委員、福原博篤委員、
湯本光子委員

< 事業者 >

事業者：山梨県(土木部道路企画室)
事業者：国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所 新山梨環状道路調査室)
事業者コンサル(株式会社 長大)

< 事務局 >

森林環境部 河西正男技監
みどり自然課 相沢享課長、秋山総括課長補佐、
保延和正主査、土橋史副主査、和田政一主任

会議次第

1. 開会
2. 森林環境部技監あいさつ
3. 議事
 - 1) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価方法書について
 - 2) その他
4. 閉会

当日配布資料(次第、席次表、資料1 知事意見(骨子案)、資料2 意見整理のための資料、資料3 環境影響評価等技術審議会議事録概要(H19.2.22)、資料4 事業者提出資料、資料5 関係市長の意見概要、資料6 マスコミ向け配付資料)

1 開会

進行：秋山総括課長補佐

本日の進行役を務めさせていただきます秋山です。よろしくお願いいたします。
ただいまより「山梨県環境影響評価等技術審議会」を開催いたします。
審議会を開催するにあたり、河西森林環境部技監より、ごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

河西森林環境部技監

森林環境部の河西です。よろしくおねがいいたします。

委員方におかれましては、本日、貴重なお時間をさいて頂きまして、まことにありがとうございます。

今回の議事であります都市計画道路甲府外郭環状道路東区間につきましては、2月22日に現地調査をしていただきながら、ご審議いただいているところでございます。

また、5月11日には、公聴会を開催いたしまして、4名の方から意見をいただいております。

このようなアセス制度の一連の手続きの中、委員方からいただいたご意見、事業者から提出されました意見概要書、公聴会のご意見、市町村長のご意見などを踏まえまして、事務局において、知事意見(案)を作成したところでございます。

本日は、知事意見(案)をたたき台として、忌憚のないご意見等をいただきたいと思います。
委員方のご意見を踏まえる中で、知事意見を形成していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

進行：秋山総括課長補佐

それでは当申議会の会長でございます田中収委員よりごあいさつをいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

田中収会長

ごくろうさまです。先日、消防関係の30周年の記念の行事がありまして、地震の講演などありましたが、現在の消防庁長官との話の中で、アセスの法律を中心になって作ったという話をされ、「山梨は格調高くやっていますよ」という話で盛り上がったのですが、今回の案件は、多くの人たちの身近な事業という形の中で、委員方のご専門の立場から、知事意見をまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

進行：秋山総括課長補佐

どうもありがとうございます。議事に入ります前に、今年度第1回目の会議ということですので、事務局の職員を紹介させていただきます。

～職員紹介～

3 議 事

進行：秋山総括課長補佐

それでは、議事に入ることとなりますが、本日は、15名の委員のうち、9名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定されています2分の1以上の出席が得られましたので会議が成立していることをご報告いたします。それでは、議事に移らせていただきます。

本審議会の議長は条例の規定によりまして、会長が務めることとなっております。それでは、田中委員、よろしく願いいたします。

第1号議案 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価方法書について

田中会長 それでは、これから議事に入りたいと思います。
議事へ入る前に、いつものことですが、運営方針の確認をしたいと思
います。
本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において決定
しましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するた
め、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要である
ことから、
・動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。
また、
・議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。
という事で決定しましたので、ご了解をいただきたいと思
います。

議事の進行についてですが、4時30分を目処に進めたいと思
います。最初に、前回の技術審議会で受けた指摘に対する事業者の見解につ
いて、事業者から1時間くらい説明をいただきまして、その後、事務局で
作成しました知事意見の骨子案について、事務局からご説明をいただき、
最後に、技術審議会としての意見をとりまとめるため、委員方のご意見を
いただくという形をとりたいと思
います。よろしく願いいたします。

それでは、事業者の説明を受けたいと思
います。簡潔に分かりやすくお
願いしたいと思
います。
よろしく願いいたします。

事業者（道路企画室 佐藤主任）

前回の技術審議会が出された意見につきまして、8つに分類させていた
だきました。まず、1環境影響評価全般に関すること 2大気質に関する
こと 3騒音・振動・低周波に関すること 4地下水の水位及び水害
に関すること 5動物・植物・生態系に関すること 6景観に関するこ
と 7廃棄物等に関すること 8その他 であります。

それでは、1の環境影響評価全般に関すること から前回の意見と回答
について資料を用いて説明させていただきます。

～資料～

「環境影響評価等技術審議会（2/22）で出された意見に対する回答」

田中会長 それでは、質疑に入る前に、事業者がご説明しましたことについて、質
問や事業者に確認することを、委員方にしていただき、その後、知事意見

に対する骨子案を事務局から説明していただいて、それから関係市町村の意見がありますので、そういうものが終わった時点で、今度は意見として委員方にフリートキングのような形で意見を出していただくということになると思いますので、ただ今の事業者の説明について、確認をしておきたいこと、あるいは、質問がありましたらお願いいたします。

福原委員 大気質に関することについての言葉で、「旅行速度」という言葉を使っていますが、一般的に使うのでしょうか。「走行速度」という言葉は使っていますが、「旅行速度」というのは初めて聞いたので、教えていただきたい。

(株)長大 ご指摘の「旅行速度」という言葉ですが、「走行速度」と同じです。通常、我々は、専門的に「旅行速度」としてはいますが、「走行速度」と同じです。

福原委員 「旅行速度」というのは、我々の一般的な概念でいうと、地元の人に関係無いような、日頃車を使って走るというのと違ったようなイメージですが、ついでに教えてほしいのですが、どうして「旅行速度」という言葉をお使いになったのですか。

国交省 「旅行速度」という言葉の定義ですが、道路交通センサスということで、道路の交通の実態の調査をしております。「旅行速度」という言葉の使い方ですが、ある1つの区間をどれくらいの速度で走れるかという定義になっておまして、ポイントではなくて、ある一定の区間を走る速度ということで「旅行速度」という言葉を使っております。ポイントで説明する場合には、「走行速度」という言い方をしておまして、2つの言葉を使っております。

工藤委員 ご回答の中で、方法書作成段階では不確定要素が多いため、記載していませんという回答が多いですが、これらの不確定要素は、いつ確定するのでしょうか。

国交省 不確定要素が多いということですが、方法書の段階では、まだ都市計画（案）というものが作成されておられません。今後、アセスメントの手続きと平行しまして、都市計画（案）を作成します。その時に、具体的な、どの区間がどのような構造になるということが明らかになっていきます。その後、準備書の作成という手続きになっていきますので、もう少し具体的な計画（案）ができてくるという形になります。

工藤委員 準備書ができる前には、計画が確定するというのでしょうか。

国交省 準備書の時には、具体的に予測する断面というものを設定していく形となりますので、ある程度、今の計画内容より、もう少し具体的な案ができてくる。そのため、方法書よりも準備書の方が具体的な案ができてくるということになります。

工藤委員 調査の方法については、計画の内容に対応した方法が出てくるものだと思っておりますが、それでは少なくとも不確定ではあっても、選択肢が何種類かというのはあるのですか。

例えば、道路の嵩上げですが、盛土にするか高架にするかというようなこととかですが。

国交省 道路の選択肢としましては、地域の意向を踏まえて道路構造が決まってくる。また、環境を考慮した道路構造が決まってくる場合もあります。

調査のポイントはそのようなところとなっていますので、道路構造をどのようにしていくかということは、総合的に決めていくこととなりますので、基本的には、道路構造は持っていますけれども、都市計画の中で決めていく形になります。

工藤委員 選択肢がどちらになるかで、影響の現れ方がかなり違ってくると思いますし、観測ポイントの見方も違ってくると思います。そうすると、この方法書だと、いざ調査をするときに使えないことになるとは思います、ちょっと違うのではないかと強く思う。

準備書というのは方法書ではないです。方法書の改正版ではないです。方法書の出し直しというのはあるのでしょうか？

事務局 法制度、条例を含めて、方法書の補正の手続きの規定はありません。評価書の補正はありますが、方法書の補正というのはなく、知事意見を出して、その意見を反映した形で事業者が環境影響評価をしていくというシステムです。

工藤委員 それであるならば、方法書の冊子を作成する前に、審議会を開いて、それを反映した段階で、知事意見という手続きが踏まれないと、どのケースにおいてもこういった事態に陥るのではないかと思うのですか。

事業者の方には、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、この方法書はかなり不備があると思います。この方法書に従って調査が行われても準備書で反映すればよいということであれば、非常に大事な点が見落とされたままに調査が行われて、評価に持ちこまれていくようなことが懸念される。

県として、これを作る前にもう少し審議するという場を開くべきではないでしょうか。意見ですが。

田中会長 その点については、これから検討していくこととして、事業者から説明したことにつきまして質問等がありましたらお願いいたします。

石井委員 6ページの景観の所の(1)ですが、これは私が出した意見じゃないかと思うのですが、快適というものをどういう手法で、どのように評価していくのかという意味合いは、最終的に評価する基準とかそういうところはどこにあるのかということだと思います。何をを使うかではなく、快適性とは何ですかという意味の質問なので、この回答では答えになっていないと思うのですが、いかがでしょうか。

(株)長大 快適性をどのように評価するのかというのは、個人的な感情にも大きく左右されますし、物理的な指標として数値で出して、数値の基準を守れたからOKというのは危険だと思う。そういうやり方も今のところ、出ていない。基準がない中で、どのように評価するのか悩み所ですが、フォトモンタージュを作りまして、事業の前後の比較を行いまして、それに対するコメントをさせていただく、その中で、影響があると判断した場合には、保全対策措置を検討していくというようなやり方になると思う。

石井委員 住民が大事にしている景観とか現地調査と合わせてのコメントで評価するということが良いのでしょうか？

(株)長大 そうです。

福原委員 項目毎の回答となっているが、回答いうのは、例えば、景観の項目あれば、違う項目のところにもリンクしてくるが、それを十分に考慮した表現

とであるということを確認したい。単純に言うと、景観を見たときに、色形、3次元的な構造物というものがあると思いますが、別の項目では、例えばその他の項目では、高架構造となるように検討するとか、動植物の所では、緑化、植栽ということが書いてありますが、これはこれでひとつの答えとなっていますが、これらの答えを作る上で、他の機能とリンクしているということを十分に考えた上での答えなのかということを確認しておきたい。

国交省 保全対策の検討については、トータル的なことを考えて、個別の回答になっております。例えば、植物の関係と景観の関係はリンクした形で考えています。

工藤委員 土地利用図の出典が1985年で、22年前というのは、現況としてはまずいのではないかと。新しいのは無いのでしょうか。地図をみると桑畑があり、現状とは異なっていると思うのですが、新しいものを探していただけなのでしょうか。

国交省 調査の検討にあたっては、最新のデータを用いてしていきたいと考えています。

杉山委員 地下水位の水位のところ、既存の観測井での調査結果を基に予測するというのですが、既存の観測井とはどういうものなのでしょうか。

(株)長大 既存観測井についてですが、県で山梨の環境という冊子がありまして、その図面を方法書に添付しています。県庁を含め、合計で3箇所の観測井を取り上げています。これは、地下水位を毎月観測したものを、過去何年間の時系列的に並べた表をつくるということです。

杉山委員 既存観測井について、深い井戸が多いことと、ストレーナーの位置も深いところにあるので、実際に盛土にしても、100m級のような所に影響を及ぼすとは思えない。調べるべき対象が、盛土であれば、どのくらいの高さにするのか、高架であればどのくらいの深さまで基礎類をいれるのか、それに対応するような深度の、おそらく浅井戸を中心とした調査ということになると思います。そうすると、ここに書いてある水位が横ばいとか上昇傾向にあるとかというのは深井戸の話であって、ここの話とは全然違うと思う。構造をどのようにするのか分からないにしても、調査の方法が違うと思う。

(株)長大 深井戸というのは深度が8mより下の場合が一般的に該当、4-26ページにあります。例えば石和2号井ですと-2mの地下水位でございますし、必ずしも必ずしも地下水の観測とは考えておりません。

杉山委員 石和2号井ですと深度が50mでストレーナーの位置が-23~29mということで、水位が示しているのは複合水位であって、必ずしも第一帯水層からの水位を示しているわけではないですね。

(株)長大 申し訳ございません。方法書では、既存の観測データとして利用できるものを挙げさせていただいております。今後、現地調査に入るにあたって、例えば、民間の井戸もあると思いますので、その分布状況を調べたりして、その上で、計画路線に近いところの井戸の水位、豊水期と渇水期を調べて、先ほど委員がご指摘の基礎の深さなどと比較し、活用することを検討していきたいと思っております。

杉山委員 そういう形でお願いしたいと思っております。

- 田中会長
工藤委員
国交省
- 他にないでしょうか。
調査はいつから開始されるのでしょうか。
調査は、方法書ができた後で考えています。一部、基幹的に通年とらなければならぬものについては、一部着手しているところもございます。
- 田中会長
- 質問するところ以上でしょうか。
それでは、事業者への質問、確認事項につきましては、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
引き続き、知事意見の骨子等について事務局の方から、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 相沢課長
- 資料 No1. の甲府外郭環状道路東区間方法書に対する「知事意見骨（案）」の概要について説明し、引き続き詳細を土橋の方から説明します。
～資料 No1. 甲府外郭環状道路東区間方法書に対する「知事意見骨（案）」の概要により説明～
- 土橋副主査
- 知事意見骨子（案）により説明いたします。知事意見を作るにあたり、方法書の中で、先程、委員方からもご指摘いただいている具体的によくわからないといった点を中心に作成いたしました。
具体的には、P Iの結果を反映させることや事業特性と地域特性のどこがポイントとなってくるのか明確にされていないので、明確にすることや、また、予測の不確実な部分は省いていくというようになっていますが、アセスの考え方では、不確定な部分については、それらを想定し、複数案の比較検討を行い、不確実性の程度を確認しながら物事を進めていくということで、制度が動いていますので、それに沿った意見となっています。また、方法書の内容について、一般の人がわかりやすいものとする。それから、評価対象で影響が非常に軽微であるというような不要なものは省き、住民意見等で必要と言われているものについては、拾っていただくということを念頭に、これまで、事業者から出された意見概要書、公聴会の内容、技術審議会の内容を整理する中で、作成しました。
作りとしては、全般的事項、これは事業計画にかかる部分と工法の不確定な部分についてです。共通事項、これは環境影響評価の基本的な考え方、手法の選定や評価項目の選定等になります。個別事項としては、環境影響評価項目ごとにそれぞれコメントをつけさせていただいております。
～資料 No1. 知事意見骨子（案）により説明～
- 保延主査
- 事務局から2点お話しいたします。1点目は、方法書に対する関係市の意見です。甲府市と笛吹市が該当です。2点目は、先程から新主務省令に基づいた分かりやすい方法書、準備書の書き方ということで、先日5月17日に東京で環境影響評価の担当課長会議がありました。その資料がありますので、若干説明をさせていただきたいと思います。まず、よりよい方法書・準備書の作成についてという8ページの資料でございます。これは、新主務省令の改正に伴い、今後、環境省が国交省をはじめとした各省へ、このような形での周知徹底を図るとのこと。また、事業者と連携して、一緒に仕事を行うコンサルタント会社に対して、このような内容で環境省

が回答するというものです。今後、このペーパーに沿って、国交省やコンサルタント会社が準備書を作成していくと考えております。

5ページのよりよい準備書の作成について簡単に説明します。
～よりよい方法書・準備書の作成についてのうち、よりよい準備書についてについて説明～

続いて関係市の意見ですが、これは、方法書、住民の意見、公聴会の概要の承知した中での意見でございます。

～資料 No5.（甲府市、笛吹市の意見） により説明～

田中会長 それでは、先程、事務局から説明のありました知事意見の内容について、確認や質問事項がありましたらお願いいたします。

坂本委員 手続き的なことを確認させていただきたいのですが、このあと県の庁内調整会議を経て知事意見が決まってくると思うのですが、知事意見骨子（案）について、この会議以降、庁内調整会議までの間に意見を言う機会があるのかどうかというのが1点。それから、2点目、この骨子（案）の中で、大部分が準備書に記載となっていますが、一部については、知事と協議してという書き方になっています。知事と協議してというのは、この場、あるいは委員の方の意見で他にもあれば、増やしていても良いということでしょうか。

土橋副主査 知事と協議してということにつきましては、事業計画等が固まった時点で、今の段階では、環境影響評価をどうするのかということが具体的には、ほとんどわからない状態なので、具体的な調査計画が決まった段階で、皆様に情報提供するか、又は審議会ができるかどうかは約束できませんが、手順を確認していく中で、方法書の補正内容を確認させていただくことをしたいという意味で、知事と協議をすることという言い方をしました。

あと、庁内調整会議までについてですが、1週間程度の時間をとり、皆様がお気づきになった点等を、電話、メール等でお伺いする中で、最終的な知事意見という形で、この骨子をもう一度整理し直して形を作り、庁内調整会議に持っていきたいと思います。

福原委員 この後の議論でも良いのかもしれませんが、アセスメントをしているのは、この道路で4つ目になるのでしょうか。トータル的に見れば、環状線は一つのものとなるわけです。そうしたときに、委員会のあり方からするといたし方ない部分があるのかもしれませんが、これは継続した事業の延長となっているので、我々が過去にやってきた箇所について、それが、個々で議論されたことがクリアできているのかどうかということ、ぼつぼつ少しずつそういうものを出しながら、バックデータとして、この議論をやっていく、そういう時期に来ているのではないかと思います。常に、アセスメントという、これからのことを議論しています。それは大事なことで、その議論する予想、予測していくためには、過去のデータが非常に大事になるわけですので、繰り返しになりますが、この甲府の環状線というのは、最終的に、今までやったものと矛盾がないのかというような、そういう情報をできる限り、事務局なりそちらの方からお出しただいて、

やっこの議論がもっともっと内容の濃いものになっていくのではないかと思います。

田中会長

昔からの委員であれば、前のことも少しは分かりますが、委員が変わった場合には、完全に前のことは分からなくなりますので、その辺のところの総括的な資料を検討しながら進んだ方が理想だろうということがありと思います。

その他にはございますか。

工藤委員
土橋副主査

9ページの甲府市桜井町付近というのはどこでしょうか。
資料により地点を説明。

福原委員

田中委員がご専門の地質と関係するのですが、必ずこういうことをしていると騒音、振動、低周波ということがでてきますが、一般的にはそう議論しなくてもよいものになりがちですが、液状化あるいは俗に言う軟弱地盤的なところが今回の対象地域で結構あるようであれば、普通の所であれば振動について気にしなくて良いのですが、100m以上離れたところに、伝播するということがよくあるのですね。振動がこの中には触れられていないのですが、本当に良いのかどうかということが、心配になってきました。

田中会長

例えば、地耐力が非常に小さい、例えば沼地のようなところでは、トラックが通っただけで、建物が振動するということがありますが、例えば山梨学院大学のような場合には、そのような可能性があるのですが、そういう場合には、きっと、そのようなことになると思います。

それから、液状化の問題は、地下水位が浅いから液状化が起こるわけで、逆に地下水をくみ上げて、水位が下がればむしろ液状化は起こらないというようなメリットもあるわけです。いろいろな問題が出てくると思いますが、振動や騒音というのが、どのくらい地盤に影響するのか、その辺はちょっと分かりませんが、そういう検討はやっても良いのかなという感じはします。特に工事の時に問題だと思う。

続いて、フリートークということで、皆様の意見を出していただいて、集約して知事意見を修正していくという形になりますので、委員方の専門分野を中心にご意見をお願いしたいと思います。

河西技監

先程、工藤委員からいただいた方法書の前の審議会とか議論というお話ですが、これはアセスの制度上、できないこととございます。方法書には、不備やわかりにくい表現がありますが、それらを踏まえ、委員方の意見をいただき、知事意見を出すということになります。それは、準備書に反映されるはずですが、準備書に反映するまでには、環境影響評価をしなければならない。知事意見や委員方の意見を踏まえないということは、環境影響評価を追加でやっていただかなければならない場面も出てくるということです。言葉を悪くいえば、手戻りが生じる可能性が出てくるということになりますので、事業者の方については、知事意見を踏まえて、環境影響評価をしていただかないと、手戻りも生じる可能性があるということが制度上はあります。そのため、方法書の前の段階で審議会の開催というのはありません。あとひとつは、本日、審議会をしておりますが、方法書段階で、再度審議会を開いて、比較検討していただくということは、制度上は

あります。

坂本委員 逆にいえば、手戻りがないように、方法書の内容について、知事意見の中で、知事と協議しなさいといったほうがよいということですね。

河西技監 そうです。

工藤委員 今回の場合ですね、かなり修正される部分が多いわけです。私たちとしては、これが本当に方法として整理されて、本来やるべき調査内容となって、実施されるかどうかをチェックするチャンスが、今後無いと非常に不安となる。準備書ができてしまうと手遅れなので、もうワンステップ、チェックする機会を設けていただくということはできるのでしょうか。

河西技監 チェックするというのは、恐縮ですが、その部分については事務局の方に任せていただいて把握させていただくということをお願いしたいと思えます。また、場合によっては委員方に相談させていただくということになると思えます。

鈴木委員 全体的な話で、表現で住民、地域住民、住民等、あるいは人というのがあるのですが、これがちょっと使い方を混乱している場所があるのではないかという気がするのですが、実際に影響があるような所の限られたところは地域住民というようなイメージで使われていると思うのですが、ちょっと統一性がない所があります。あと、直接影響がないような所、県全体だとか広域的な意味でみる必要がある場合には、住民ということが入っているのでしょうか。全般的な事項のところ、県民という言葉が一言入っていた方がよいのではないのでしょうか。

保延主査 地域住民というのは、5月の先程お渡ししたペーパーで、地域住民という言葉が急遽入れこみました。そのため、全体の構成がおかしくなってしまうというのがあります。基本的には、県と県民と県民等ということになると思いますが、地域特性を把握するような場合には、地域住民という言葉を使わせていただきたいということで整理したいと思えます。

鈴木委員 それから、もう一つはあまり書いていないのですが、専門家の意見を反映するということが先程から出ているのですが、これは、是非、全般的なところに入れていただきたいということです。

中込委員 植物、動物のところですが、専門家の意見を受けながらと書いてあったのですが、この地域では一般的に環境省などが表に出しているレッドデータに入ってくるような植物はないです。ただ、気になるのは水田雑草です。二次的に環境省が名前を出しているのが、ほとんどが水田雑草なのです。湿地の植物とか。そうすると、あそこには始末の悪いものが出てくるのかなと思うのです。というのは、環境省は水田に伴って生えてくる植物が大事だといっているのですが、農家にとっては非常にやっかいな植物なのです。昔から稲の害草であって、薬剤を使ったりして枯らしてきたのです。それらが全部入ってきてしまうと、非常に困ると、私も調査をしていて一番困るものなのです。そういうものの対応というのは、結局は人間の社会なので、他に生き残るからというようなことでやっていく以外、手はないのかなという思いがちょっとあります。それは、一応考えておいてほしいなというところです。

もう一つ、15 ページに人と自然のふれあいの場ということで、特に小曲地区のことが出ている。そこは、住民の意見でも有機農業をやっている特殊なところであると、甲府市が指定をしているところだから配慮してほしいということが強くでていますが、少しいいにくいですが、有機農業といっても程度の幅があるものです。有機農業といっても実際どこからどこまでなのかということが分からないというのが現実です。売っている野菜でも、これは有機農業の野菜ですといっても、どの程度の有機農業の野菜なのかということが疑問なのです。いろいろ問題となっていて、農水省でも定義を決めてマークをつけていますが、そこまでのことをつっこんでやっているのか、そこが大切ですよというためには非常に重要な要素を占めると思います。また、いちご園とかいろいろなものがありそういうものにも配慮ということは当然のことですが、いちご園について、本当に純粋な有機農業でやっていけるのかどうか、非常に技術的に難しいと思います。ですから、単なる格好的に有機農業ですよ、それではこうしましょうということではなくて、実際に、技術的にどうなのかということをご自分で調べておいて、事業者は対処した方がよいのではないかと思います。元々、私は農業者なので、その辺が少し気になります。

湯本委員

生態系ですが、私の偏見かもしれないですけども、生態系の評価というのが、この文章でいうと鳥の評価というふうにとられかねない、特に冬季のというふうに限定して生態系を言うべきではないと思います。生態系というふうにと考えると一年中ですし、全体を見て植物も昆虫も何もかも含めた形で生態系として見るのではないかとするとすれば、非常に誤解を招きやすい文章ではないかと思えます。

土橋副主査

表現の方は、そういう誤解があるということなので、気をつけます。趣旨としては、基本的に生態系の調査は通年通した調査の結果に基づいて、行うのですが、その地域の特性として、刈った後の冬の畑に、渡り鳥が笛吹川沿いにはかなり入ってきますので、そういう部分での利用も考慮した評価をしたらどうですかということで、プラスアルファのファクターとして冬季の水田利用を入れました。そこについては、書き方を直します。

中込委員

私は専門家でないので、あまり突っ込んだことは言えないのですが、一般論として、渡りをしているということですが、笛吹川の河川敷ですよ、特に小曲の水田ではおそらく出てこないのではないかと思います。もっと湿原地帯でないといけないですよ。あの辺は湿原地帯ではありますが、あの程度の湿原では、あそこの鳥は水鳥的な渡りが多いですから、ちょっと出てこないのではないかと、私自身は思いますけれども、湯本委員が言ったように、それだけ分けておくと多少の誤解はあるのではないかと思います。

杉山委員

11 ページに対象事業の実施による表流水流れ及び保水能力の変化について明らかにし準備書に記載すること等がいろいろな所に書いてあるのですが、先程も説明したように今の段階でどういう道路構造にするかが決まってないで、調査方法、調査する場所等も全く決まっていない、この状態で、準備書に記載するということがありますが、その内容が分からない段階で判断しかねますので、準備書に記載することというところを、知事と協議

することという形に変えて、調査の方法について検討する段階を入れていただきたいと思います。

それと、道路の構造が決まっていなかったために、判断しかねる部分があるのもあるので、それに関連する部分については、できれば、準備書に記載することという表現ではなく、知事と協議することという形に変えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

保延主査

4 ページの総論部分に、方法が不確定だということにつきましては、予測の不確実性を把握し、その結果をしっかりとしなさいということで、これは事業者がやっていただけるだろうと考え、各論を記載しています。

坂本委員

これを見て、みんなの感想は、これでは方法書としての検討対象にならないから、期待を込めてとか信用してということをおもひません。だから、これを入れてほしいということをおもひているのです。

杉山委員

今までも技術審議会でも、準備書の段階になってから、その方法については、あまり適切ではなかったのではないですかということ、そうですねすみませんということ、新たに調査せずに、そのまま進んでしまうということがあまりにも多かったので、できれば、そういう段階を入れてほしいと思っております。

土橋副主査

その部分については、そういう形で文章を入れて、全体を調整するように検討します。

石井委員

環境アセスメントについて、元々は自然の中になかったときにどうだったというところから始まっていると思うので、景観の話の中でも、都市とかにこれができるのかというストーリーで見るのは難しいかなというのがある。

今回、インターというか降りるところができるわけですね。そうしたときに、土地のどういう規制がかかっているのかというのを確認してくれば良かったのですけれども、それをしていないのですが、そうすると、その近辺にお店が立地する可能性が出てきますよね。景観でいうとそのものだけであれば、まあいいかという許容できる範囲だと思うのですが、それに付随して出てくる部分まで今は議論できない。そういうところが、きちんと議論されて、シミュレーションもされて、もしかすると、それは他の分野にも影響してくるものかもしれないということになると、そういうところがうまく表現できればなというように思います。

鈴木委員

2 ページの 81 のところですが、公表されている資料名を明らかにする、これは多分、公表していない資料も県の中にはあり、使う可能性もあると思うので、小さいことですが、使用した資料名を明らかにした上で積極的に導入するとか、必ず使った資料は、その元を書くといったようなイメージに直していただければと思います。

工藤委員

先程、質問し忘れたのですけれども、光化学オキシダントについて、予測手法が無いという回答があったと思うのですけれども、モデルがあれば予測もされているので、手法がないということはないと思います。現時点で、既に基準を超過しておりますので、道路ができたことによって、ますます原因物質の排出が多くなって、傾向としてもオキシダントは増えておりますので、これは是非、予測をしてほしいなと思います。

中込委員

先程、水位の点で、深井戸だけでは駄目だという意見がありました、私もそう思います。道路によって切られて、水が出ないような所からでてきたとか、枯れてしまったとか、大体は、2~5m位のところなのですよね。ですから、特に農業をやっていく上で、その水というのは水田の耕作で非常に重要なものに違いないわけです。ですから深井戸の調査というのは、全然関係ないと私は思っています。ですから浅井戸の水田の下を流れている水の流れを調べておくことが必要ではないかなと思います。私たち農業者は、科学的なことはやりませんが、地形をみるとだいたい水の流れが分かるのですよね、上で穴を掘ってみると、水が濁ったとか、ここが変わったとか、農業の社会というのは、甲州弁でいうと百姓の知恵というのでわかっていただけです。ですから、地元の年寄りの人に聞けば、ある程度は分かるはずなのですよね。だから、そんなにお金をかけなくても、コンサルに頼まなくても分かるものなので、水田の下の水の流れというのは調べておく必要があると思います。おそらく、掘削すると、うちの田んぼ水が来なくなったとかということなどが出てくると思います。ですので、注意をしながら、浅いところの調査が必要ではないのかなと私は思います。

福原委員

資料1の中身そのものではないですが、やっと環境省でも、こういうことをいうようになったのかなと思います。審査会の時に、環境影響の程度は極めて小さいということが本当にたくさんできていたので、何年も前からこのことを言ってきて、公にやっとこういうのが載ってきたなということで良いのですが、流れからいいますと、準備書の作成の仕方のところ、質の高い云々というところで、コミュニケーションだけではなく、質の高い準備書を作る必要があるのですよね。そういうようなことをやっていくときに、言葉で表現するのと、数値で表現する2つの項目がでてくるのですが、数値の場合、精度の高い数値をきちっと出すと、ついつい最近では音響学会の予測式にのっとって云々とか、それでやっていけばいいのだとかいう感覚だけになってしまうのですが、一般論ではよいのですが、現実、局所的に起こる問題というのは、微妙なその地域の状況によってデザインが変わってくると、数値も変わってくるかもしれない。そういうようなことを踏まえて、より質の高い、精度の高い準備書なり評価書を作っていかなければいけないのではないかと、全国一律に、そういう表現を使うと無難だよということになってくると、非常に怖いと思うので、やはり、資料1の最後に説明されたようなものが出たことを一つの契機として、もう一皮むけた、スマートなものを作るように是非、コンサルは心がけてほしいなと思っております。

湯本委員

その他の留意事項というところで、工事中の学校の子供への影響ということですが、把握しということではなくて、学校と協議しということをしていれないと、一番子供のことを把握しているのは学校ですし、どう回ってほしいということをおそらく学校は申し入れてくると思うのですよね、ですから、そういうことができるという条件を残しておきたいと思うのですが、どうでしょうか。子供の場合には、皆さんが予想

するような行動と、違う行動をとりますので、一番知っているのは学校ですから、きちんと学校と話をして対策をしますということをやったってあげてほしいなと思います。

坂本委員

公聴会の時の話で、農地に対する影響という話と、農地の環境上の役割という話が出ていたと思うのですよね。知事意見の骨子にいれられるのか分からないのですが、これは農務の方との相談で、入れていただければと思います。

全般的事項で、パブリックインボルブメントについて言及しているところと、工法がはっきりしていないから、複数案で検討するというところをはっきり書いていただいたので、これは評価できると思います。この部分については、この事業が山梨県の事業ですから、県の庁内調整会議の中で弱められないように、しっかり守っていただきたいと思います。

杉山委員

方法書の中の地下水の水質測定結果の中で、鉛とかフッ素、ヒ素の自然由来かもしれないものが結構出てきているので、こちらの工事に伴って、アルカリ排水とか濁水が出てくるのですけれどもその水質項目、そういうものだけではなくて、こういう項目とかも測っていただきたい。また、運んでくる土壌、土壌が酸性雨とかアルカリ性のセメント廃液とかに接することによって溶出してくる物質についても測っていただきたいので、搬入する土壌のほうの成分も調べていただきたい。

福原委員

これからいろいろな調査を進めていきますよね。今回の場合、元請けのコンサルが(株)長大ということですが、そういうことをやるのがどこの誰なのかということ、きちっと分かるようになるのでしょうか。

土橋副主査
福原委員

準備書の中では、コンサル名を入れることになります。

それをやるのがコンサルではない可能性があるわけです。コンサルとそういう測定をする人が違う可能性があるから、測定をしたところの所属がどこで、どういう資格の人が測定したのかがきちっと分かるようにしておかないと、これから先、具体的に突っ込んでいくときに、中身の深い議論ができないと思う。

田中会長

何か他に意見はありますか。それでは、4時30分でもありますし、意見もある程度でしたので、知事意見については、今回の意見を踏まえて修正をするところは修正していただきたいと思います。以上で一応終了させていただきます。

- 田中会長 いろいろ問題が出ているようですが、一応、第1号議案については終わりました、それにつきましては、また個々に意見が出てくると思いますが、前向きに検討して、うまく進むようお願いしたいと思います。
事務局からその他ありますか。
- 保延主査 本日いただいたご意見をたたき台として、委員方のご指示を仰ぎながら、知事意見を作成し、庁内調整会議を経て、6月15日までには知事意見を出したいと思います。
- 坂本委員 福原委員からもあったのですが、個別の議案ではなく審議会のあり方について議論する場を設けていただく検討をお願いいたします。
- 田中会長 本日、来られなかった方々も資料を見て、意見があるかもしれないので、意見がある場合には出してもらうように検討していただきたいと思います。
- 相沢課長 会長からお話がありましたが、本日、都合が悪くて欠席された委員の方には、個別にご意見をうかがう機会を設けますが、本日ご出席の委員方から貴重なご意見をいただきましたが、急なことで資料を直前にお渡ししたということもありますので、他にご意見がございましたら、スケジュールの関係もありますので、今月中にいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。
- 田中会長 他に何かございますか。
無ければ、以上を持ちまして、本日の議題は終了しましたので、審議会を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。